



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

資料2-3

東日本大震災後における 県内市町村の現状

平成24年8月6日
福島県市町村行政課

被災市役所・役場庁舎（役場機能の移転等）の状況

■ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、役場機能を移転した市町村

(平成24年7月23日現在)

市町村名	状況	市役所・役場の状況(支所・出張所)
郡山市	移転	・市役所分庁舎及び出先機関に移転していた保健福祉部等は、H24.4から市役所敷地内の仮庁舎で業務再開 ・教育委員会はニューカナルがくと館内、都市整備部は保健所で引き続き執務
須賀川市	移転	・須賀川市体育館、岩瀬支所、文化センター、須賀川アリーナ、卸町庁舎、労働福祉会館に移転 (H24.6から文化センター敷地内に仮設庁舎を開設し、一部業務を集約)
相馬市	一部移転	・被災した南側庁舎を取り壊し、H24.7末に同敷地にプレハブ庁舎竣工予定) (南側庁舎を移転)
国見町	移転	・親月台町民センターに移転 (H24.8までに被災した庁舎を取り壊し予定)
川俣町	移転	・中央公民館、保健センター、西分庁舎に分散移転 (H24下半年に被災した庁舎を取り壊し予定)
広野町	※元の役場へ復帰	・役場での業務を再開(H24.3.1湯本支所から復帰)
檜葉町	区域外移転	・いわき明星大学学生会館内に移転
富岡町	区域外移転	・郡山市大槻町西ノ宮の仮設庁舎に移転(H23.12ビックパレットふくしま敷地内仮設庁舎(郡山市内)から移転)
川内村	※元の役場へ復帰	・役場での業務を再開(H24.3.26ビックパレットふくしま敷地内仮設庁舎(郡山市内)から復帰)
大熊町	区域外移転	・会津若松市役所追手町第二庁舎内(会津若松市)に移転
双葉町	区域外移転	・旧騎西高校(埼玉県加須市内)に移転
浪江町	区域外移転	・福島県男女共生センター(二本松市内)に移転 (H24.10.1二本松市北トロミ地区内に仮設庁舎竣工、開所予定)
葛尾村	区域外移転	・さくら湖自然観察ステーション及び貝山多目的広場管理棟(三春町)に分散移転
飯館村	区域外移転	・福島市飯野支所内(福島市)に移転

※ 状況欄について

「移転」：本庁舎の一部又は全部が使用できず、行政機能の全てを当該市町村の区域内の他の場所に移転

「区域外移転」：本庁舎の一部又は全部が使用できず、行政機能の全てを当該市町村の区域外に移転

「一部移転」：本庁舎の一部が使用できず、行政機能の一部を当該市町村の区域内の他の場所に移転

被災市町村における人的支援の状況

■ 平成23年度における主な人的支援の状況（短期・中長期実績）

○ 総務省スキーム（全国市長会・全国町村会の協力による、全国の市町村からの職員派遣）

・ 短期派遣 17市町村 191名

・ 中長期派遣 8市町村 63名

<その他の主な派遣スキーム（短期派遣）>

○ 厚生労働省のスキーム : 保健師等

○ 福島県土木部派遣 : 土木技術職

○ 農林水産省スキーム : 農業土木職

上記ほか派遣総数（概数）700名程度

<課題>

・ 平成24年7月9日時点での派遣要望に対して、充足率が59.1%の状況

・ 今後、除染作業の進捗状況や警戒区域の見直し等により、復旧・復興業務の増大に伴い、さらなる人員が必要となることが想定される。

■ 平成24年度における福島県による直接的支援

○ 駐在員の配置

南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村に派遣（合計11名）

<業務内容>

警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事

【参考】

□ 南相馬市、浪江町ほか、市町村からの派遣要請により県から派遣している職員 13名

<その他の派遣スキーム>

○ 国土交通省スキーム：区画整理事業、防災集団移転事業にかかる土木職員等の派遣

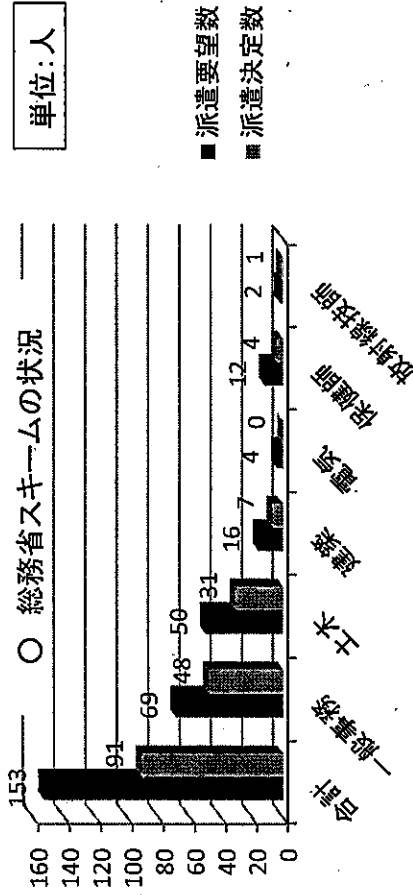
○ 市町村における独自調整：防災協定等に基づく職員派遣

要望：89名 決定：52名

合計 要望：242名 決定：143名

■ 平成24年度県内市町村からの要望及び決定状況（中長期派遣）

(H24.7.9現在)



※ 短期派遣と中長期派遣

・ 短期派遣：約1か月以内の派遣。派遣元団体による公務出張命令により派遣するもの。

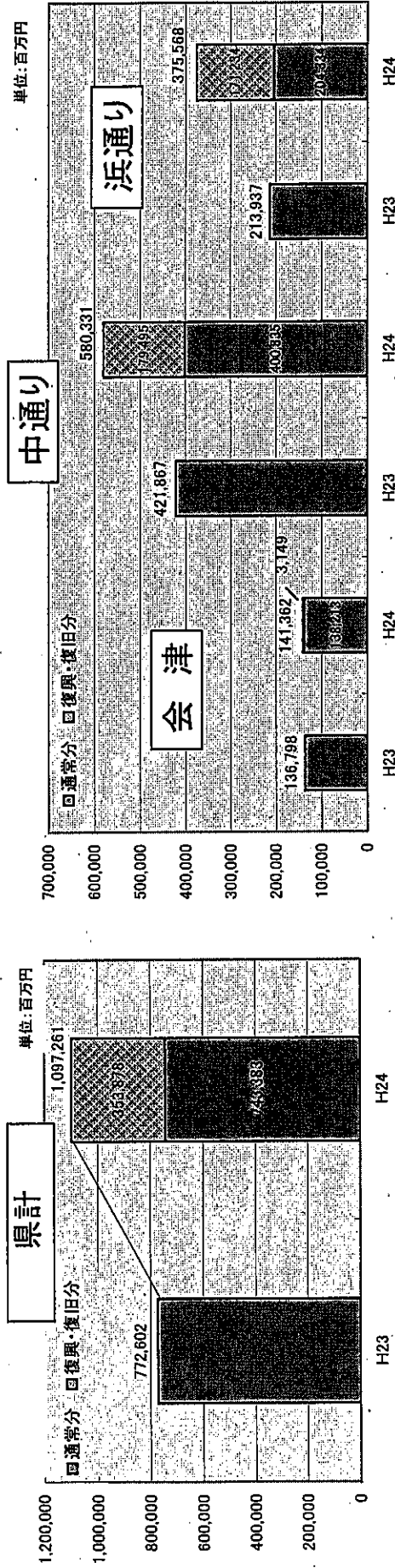
・ 中長期派遣：約1か月を超える派遣。地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣するもの。

市町村における復興財源の確保と財政の健全化

1. 県内市町村の平成24年度普通会計当初予算の状況

総額1兆972億6,097万8千円で、対前年度比42.0%増(市部、町村部ともに増)となった。人件費の抑制や、児童手当制度の改正等により扶助費が減となる一方で、普通建設事業費等が東日本大震災からの復旧・復興事業により大幅増となったことから、4.5市町村で予算規模が拡大した。

<参考>会津地方：対前年度比3.3%増、中通り地方：同37.6%増、浜通り地方：同75.6%増



<主な要因>

- ・物件費(対前年度比1,269.0億円、107.6%増)・・・除染関係業務委託等の増
- ・普通建設事業費(同806.8億円、104.7%増)・・・東日本大震災復興交付金事業(災害公営住宅整備、防災集団移転促進等)等の増
- ・災害復旧事業(同1,085.2億円、117,809.7%増)・・・農地、公共土木施設、義務教育施設等の災害復旧事業の増

2. 平成23年度の主な地方財政措置

- 震災復興特別交付税(59市町村、640.9億円)：震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分等を通常の特別交付税と別枠で配分。
- 福島県市町村復興支援交付金(59市町村、285.0億円)：国の補正予算により県に交付された特別交付税を原資として、将来にわたり復興施策を進める上で、既存制度の隙間を埋める事業や地域の実情に応じた細かい対応を要する事業等に使うことができるよう交付。
- 東日本大震災復興交付金(11市町村、505.1億円)：津波等による著しい被害を受けた地域が単なる災害復旧にとどまらない、復興のための地域づくりをする上で必要となる事業を一括化し、被災地の取組を支援。
- その他、国庫補助負担率の引き上げなど